

笠松町

地域公共交通会議資料

平成23年9月5日



地域公共交通会議の概要

背景

少子高齢化の進展
過疎化の進行



生活交通の確保・移動制約者の個別輸送についての需要の増加



各地でコミュニティバス、乗合タクシー、市町村バス、NPO等によるボランティア有償輸送等、地域の実情に応じた輸送サービスの進展



多様な輸送ニーズに対応しつつ、旅客の利便性と運送における運送の安全性の向上を図るため、乗合旅客の輸送に係る規制の適正化や自家用自動車による有償旅客運送制度の創設等の見直しが行われた。

平成18年10月
道路運送法の一部を改正

自治体・乗合バス事業者・住民・関係者等が地域交通を検討する「地域公共交通会議」の仕組みを導入

旅客自動車運送事業者によることが困難で、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保する必要がある場合に、地方公共団体、バス事業者、地域住民等の地域の関係者の合意が得られている場合に、市町村やNPO等による自家用自動車を使用した有償旅客運送が可能となった。

自家用自動車による有償旅客運送登録制度の創設

道路運送法第79条

自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

道路運送法施行規則第9条の3

(地域公共交通会議の構成員)

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

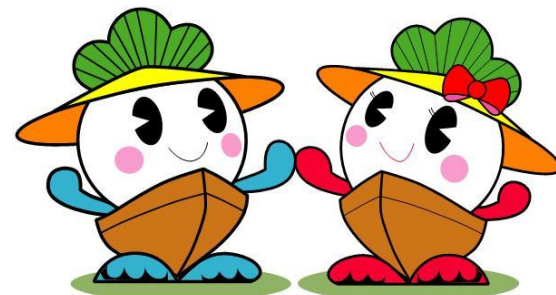
ロ 都道府県警察

- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

笠松町地域公共交通会議（笠松町地域公共交通会議設置要綱）

協議事項

- ① 本町の公共交通政策の推進に関すること。
- ② 具体的な路線等に係る運行の確保に関する計画について
- ③ 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価について
- ④ その他生活交通の確保に関する必要な事項
- ⑤ ①～④のほか、笠松町長が特に必要と認める事項



組織 → 20人以内の委員で組織し、次に掲げる委員又は、組織を代表する委員をもって構成。

- ① 笠松町長
- ② 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者
- ③ 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者団体
- ④ 住民又は利用者
- ⑤ 運輸行政監督機関
- ⑥ 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- ⑦ 道路管理者
- ⑧ 交通管理者
- ⑨ 交通会議の運営上必要と認められる者

交通会議に会長を置き、会長には笠松町長又はその指名する者を充てる。

会長は交通会議を代表し、会務を統括する。

会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

笠松町地域公共交通会議

必要に応じ会長が招集

委任状を含め、委員の過半数の出席をもって成立

交通会議の議長は、会長が行う

会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

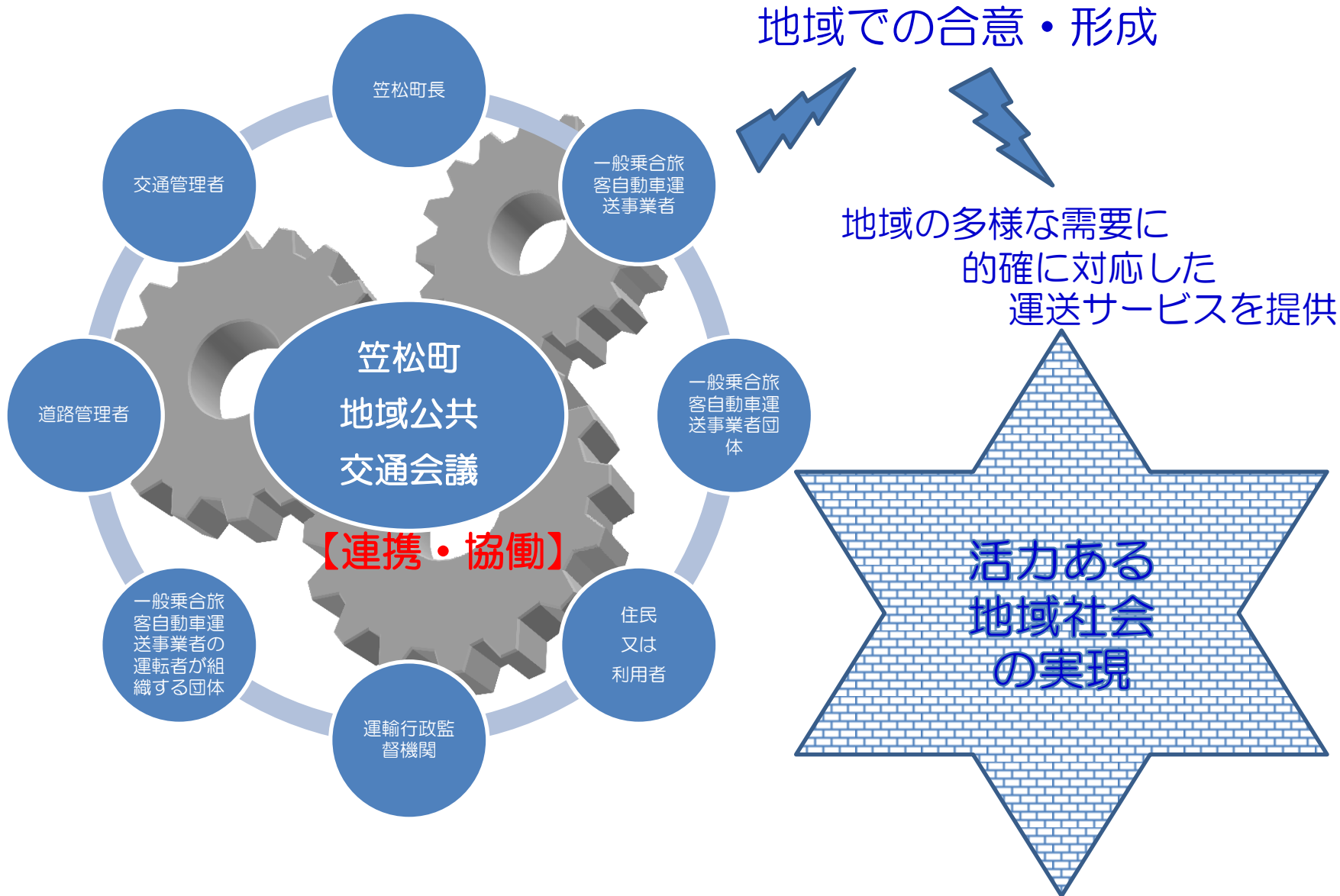
会議を欠席する場合は、委任状を提出することができる。

会議は原則として公開

協議結果の取扱い

交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

笠松町地域公共交通会議イメージ



笠松町第5次総合計画での公共交通の位置付け

まちづくりの理念

“個性”を活かし
“調和”を大切にしたまちづくり

6つの基本方向

- ① いのち輝くやさしいまち
- ② 生涯にわたって楽しく学べるまち
- ③ 人がつどう活力あふれるまち
- ④ 便利で快適な住みよいまち
- ⑤ 安全で安心して暮らせるまち
- ⑥ 共に築き上げる協働と信頼のまち

まちづくりの将来像

清流木曽川に抱かれた
“ひと・まち・自然” 輝く創造文化都市

政策1
暮らしやすく機能的な都市基盤をつくるまち

政策1-3
公共交通体系の充実

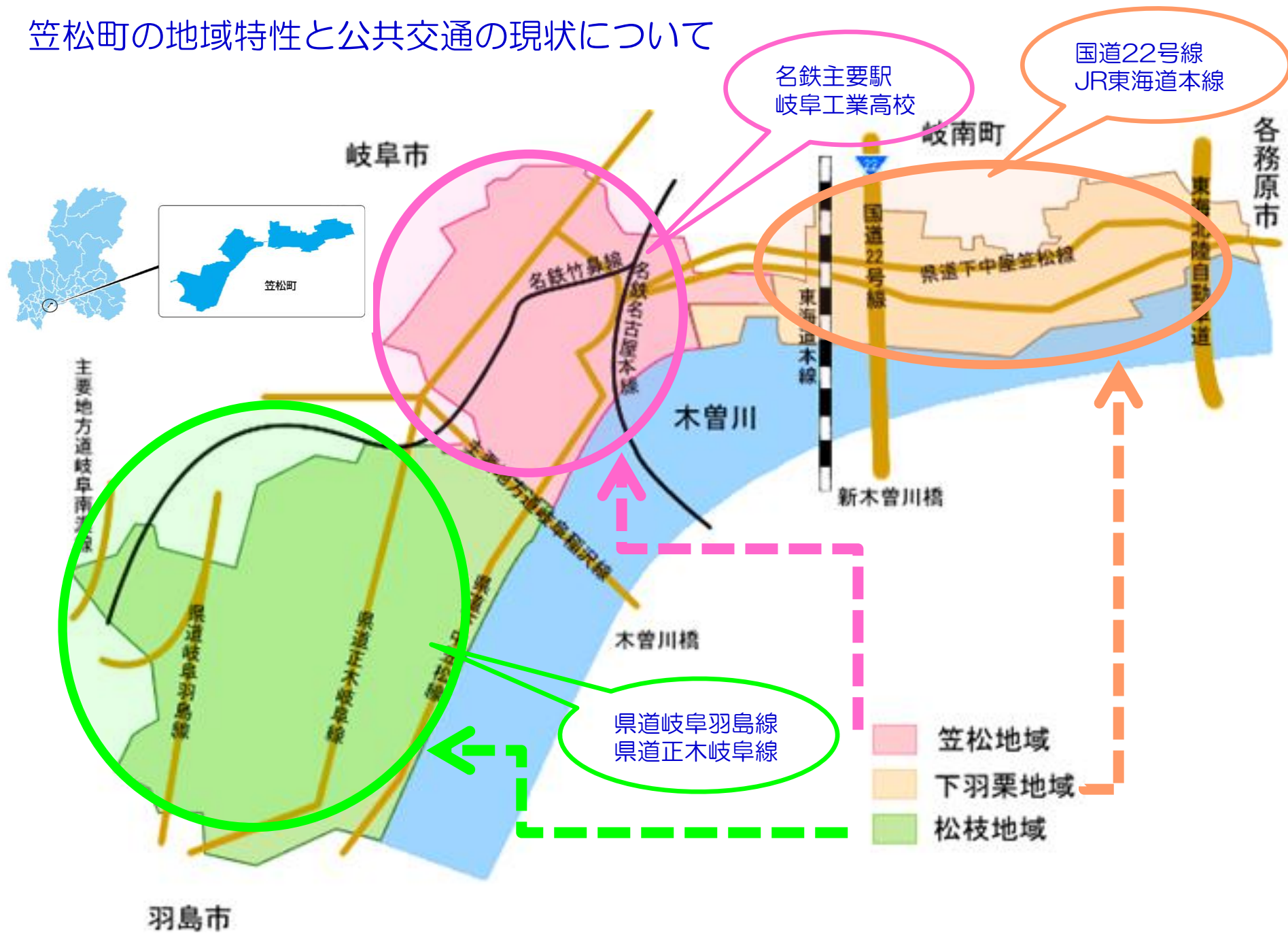
基本方針

人や環境にやさしい公共交通機関の活性化を進めるとともに、利用者の視点に立った、誰もが利用しやすい公共交通網の整備を進めます。

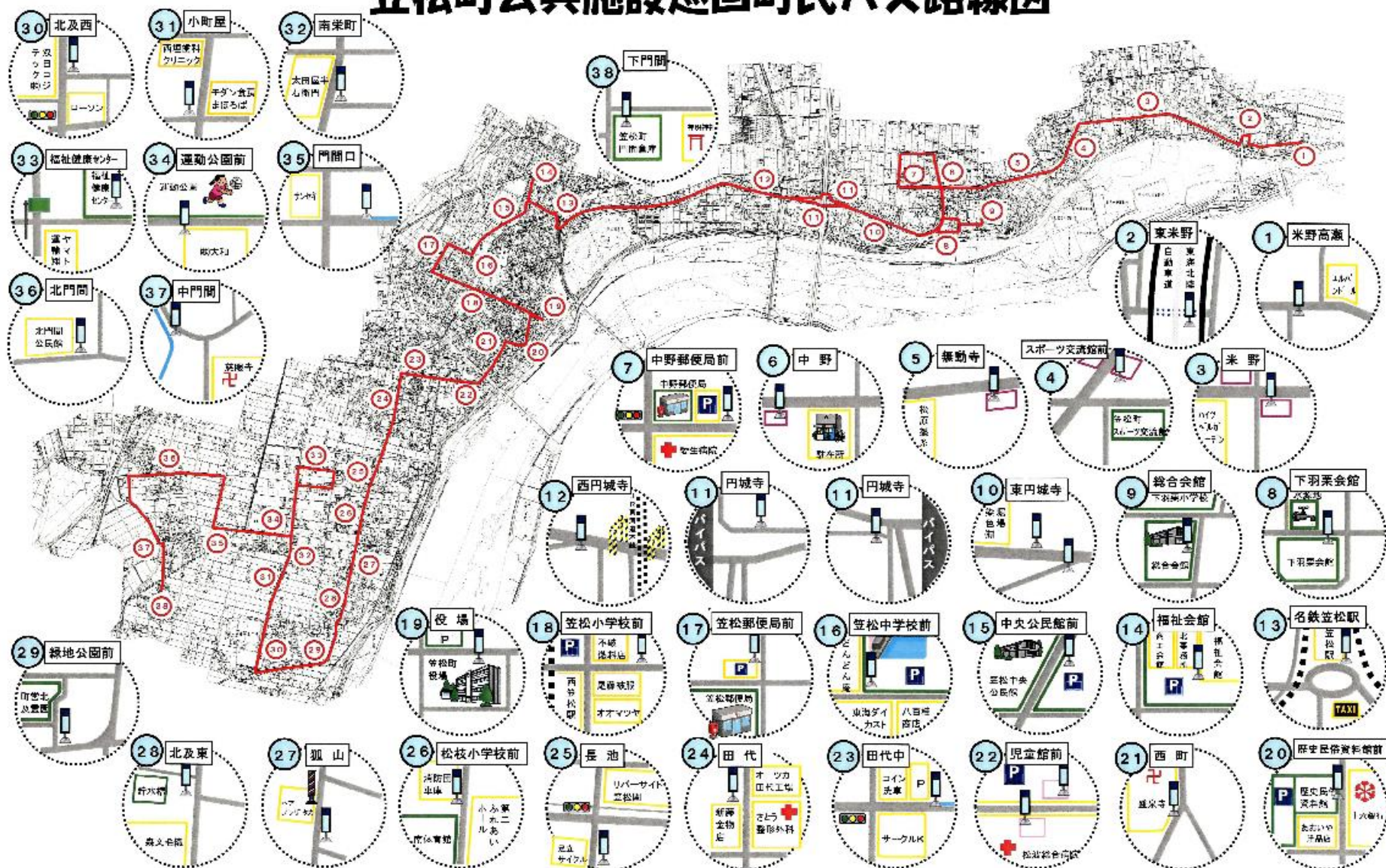
主な取り組み

- ①地域を結ぶ公共交通網の充実
 - 巡回町民バスの利用促進
 - 効率的で利便性の高い巡回町民バス路線の整備
- ②地域公共交通サービスの検討
 - 地域の実情にあった新たな交通・サービスの導入
 - 鉄道およびバス等を総合的に活用した公共交通利用促進策の検討

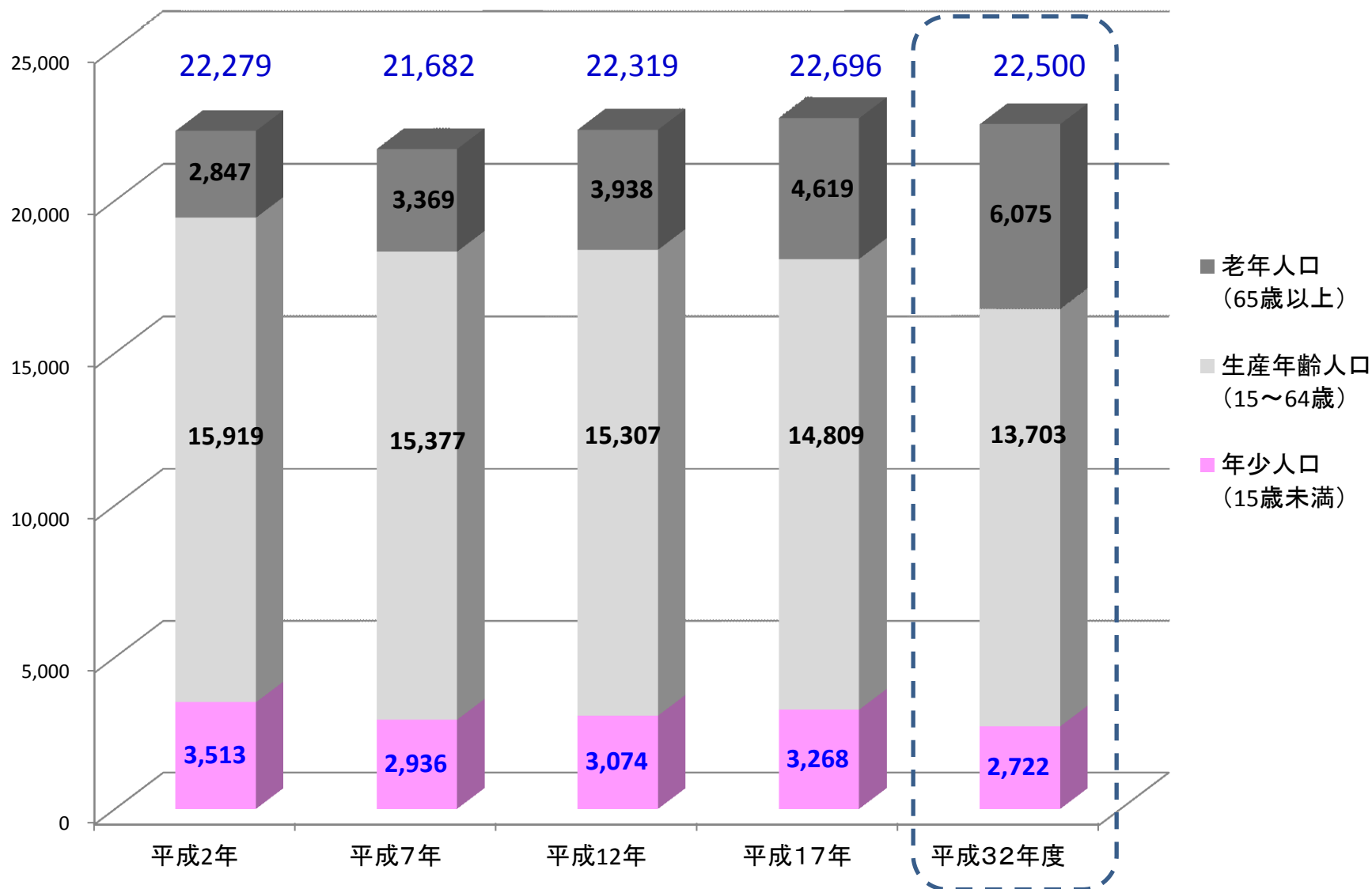
笠松町の地域特性と公共交通の現状について



笠松町公共施設巡回町民バス路線図



国勢調査による年齢3区分別人口



※平成32年度の数値は
笠松町第5次総合計画での設定人口

名鉄駅の利用状況

(単位:人)

区 分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
笠松駅	乗降者人員	2,545,362	2,518,406	2,496,850	2,491,111
	1 日 平 均	7,033	6,950	6,897	6,882
西笠松駅	乗降者人員	407,973	411,856	425,841	412,613
	1 日 平 均	1,128	1,138	1,178	1,142
合 計	乗降者人員	2,953,335	2,930,262	2,922,691	2,903,724

資料:名古屋鉄道

笠松町公共施設巡回町民バスの沿革

昭和60年12月	町民バスの試行運行を開始
昭和61年 4月	通学バス運行開始
平成 5年 8月	公共施設巡回町民バス試行運行開始（4回/日）
平成 7年 5月	2台によるコース運行開始（12便/日）
この間、停留所・運行回数・バス台数等、随時変更。	
平成15年 3月	運行継続のため「運行協力募金箱」を設置 （1乗車100円を目安）
平成17年10月	巡回バス運行形態変更 （1人1乗車100円の有償運行）
平成21年 4月	平日の最終便を18時台に変更。



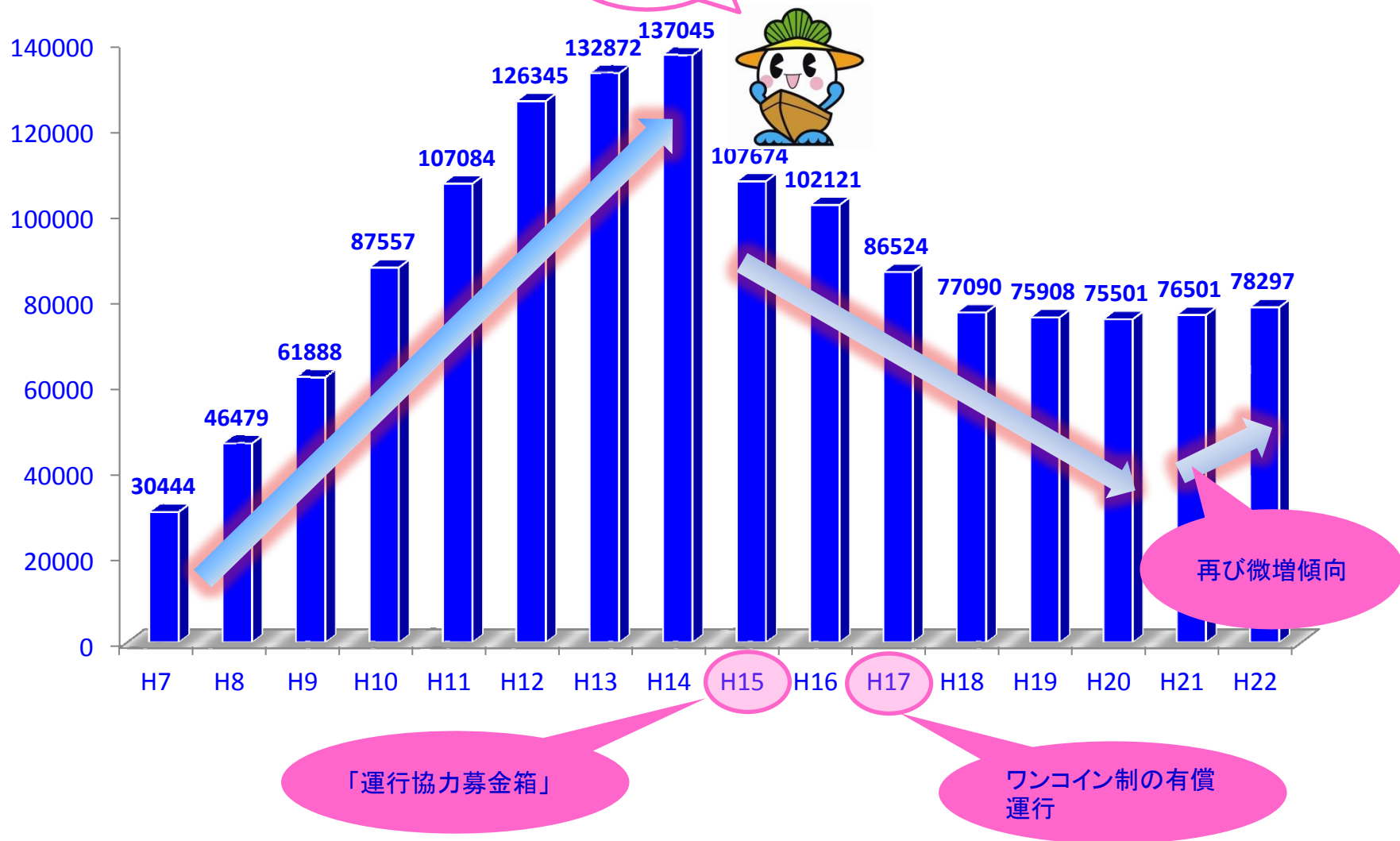
笠松町公共施設巡回町民バスの現状

運行形態	自家用車の有償運送（道路運送法第79条）
運行区間	下門間←役場→米野高瀬 門間線（下門間行き）・米野線（米野高瀬行き）の2系統
距離	約20km
ダイヤ	12便／1日（月～土曜日の下記以外） 6便／1日（米野高瀬行きの日曜日・祝日） 6便／1日（下門間行きの日曜日・祝日）
時間	50分
停留所数	38か所 半径200m圏内の停留所設置により町全域を網羅
時刻	7:20～19:10 毎時20分発のヘッドダイヤ制
運休	年末年始（12月29日～1月3日）
バス仕様	① 34人乗りリフト付きバス ② 36人乗りリフト付きバス ③ 29人乗りマイクロバス
運賃	1人1乗車100円 （小学校就学前は無料・重度障がい者使用料免除制度有） 回数券（11枚）を1,000円で販売
助成制度	岐阜県市町村自主運行バス総合補助金（運行費）



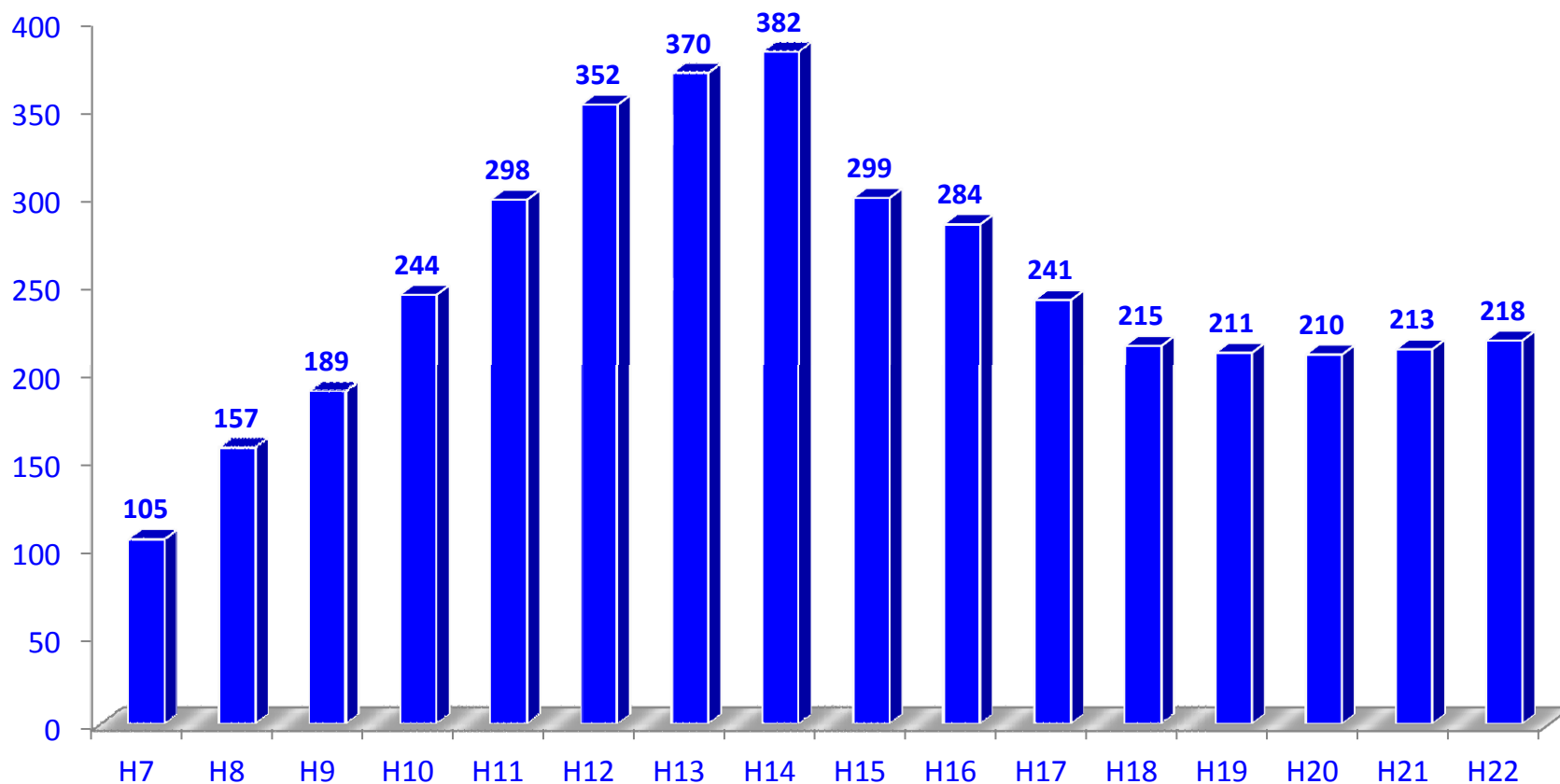
笠松町公共施設巡回町民バスの利用状況

年度別乗車人員（単位：人）



笠松町公共施設巡回町民バスの利用状況

年度別 1 日あたりの乗車人員（単位：人）

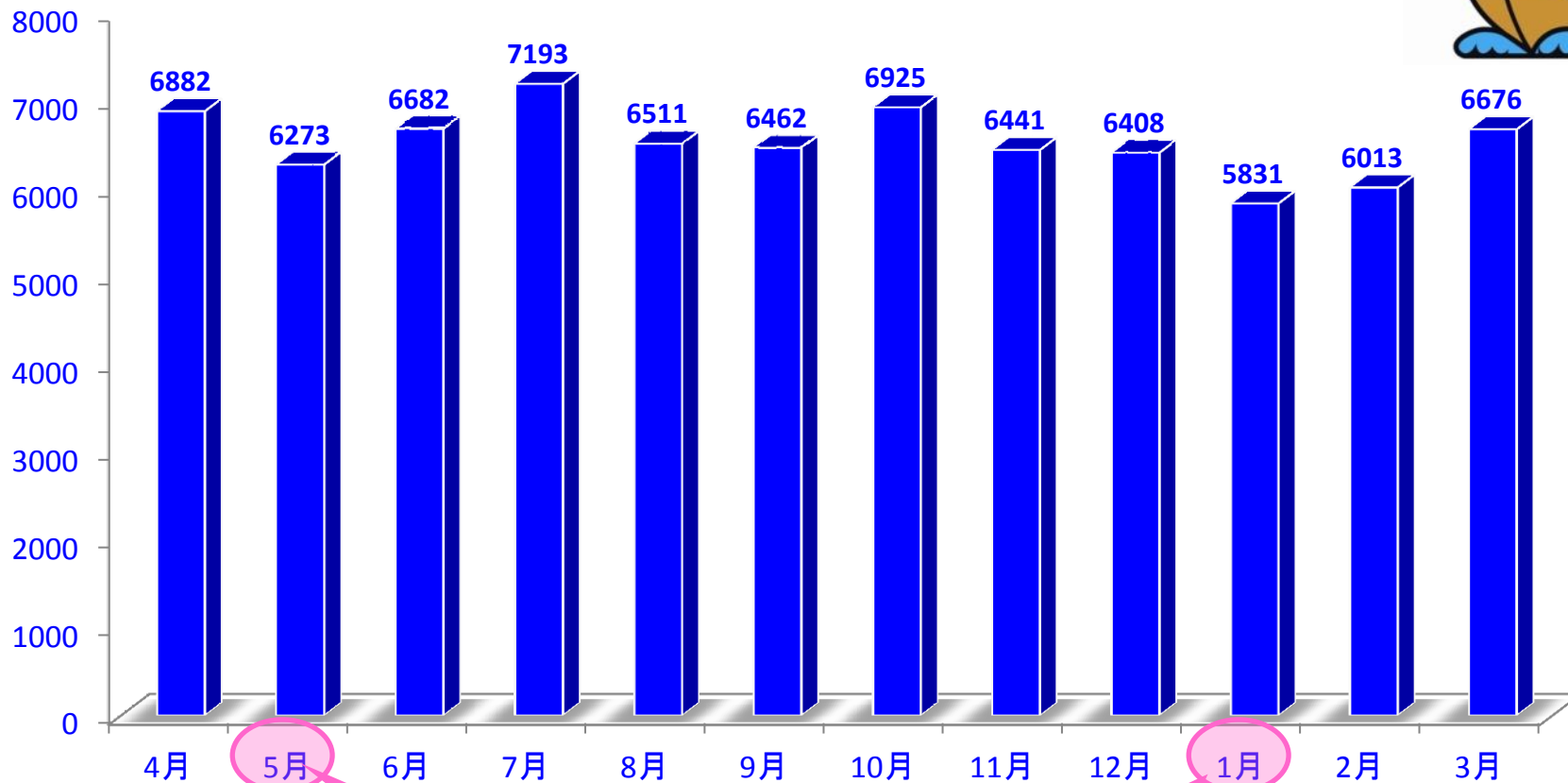


笠松町公共施設巡回町民バスの利用状況

月平均6,500人以上の方が利用



平成22年度 乗車人員（単位：人）



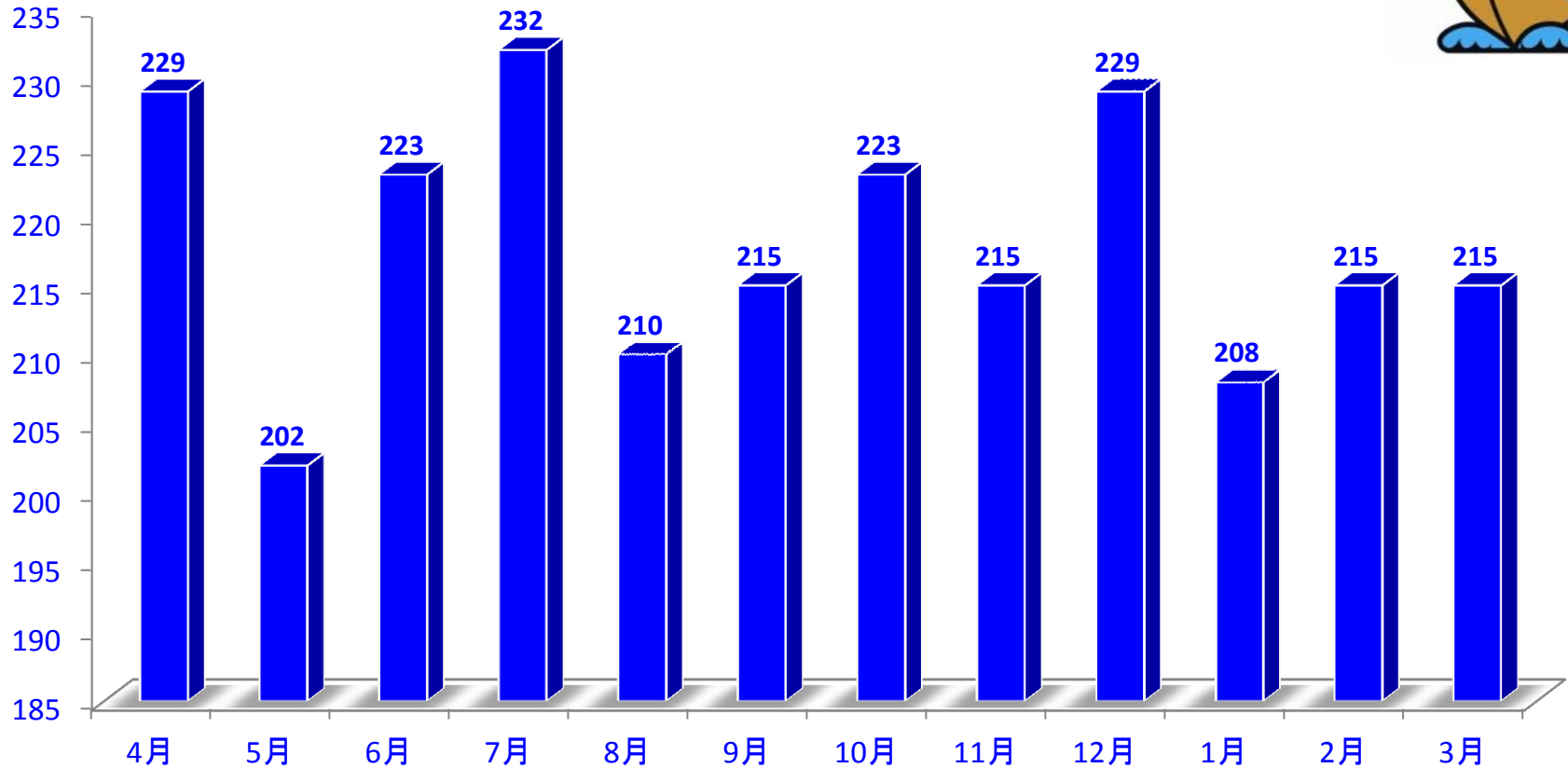
大型連休
による便数
の減少

冬休み期間や
降雪の影響に
よる減少

笠松町公共施設巡回町民バスの利用状況

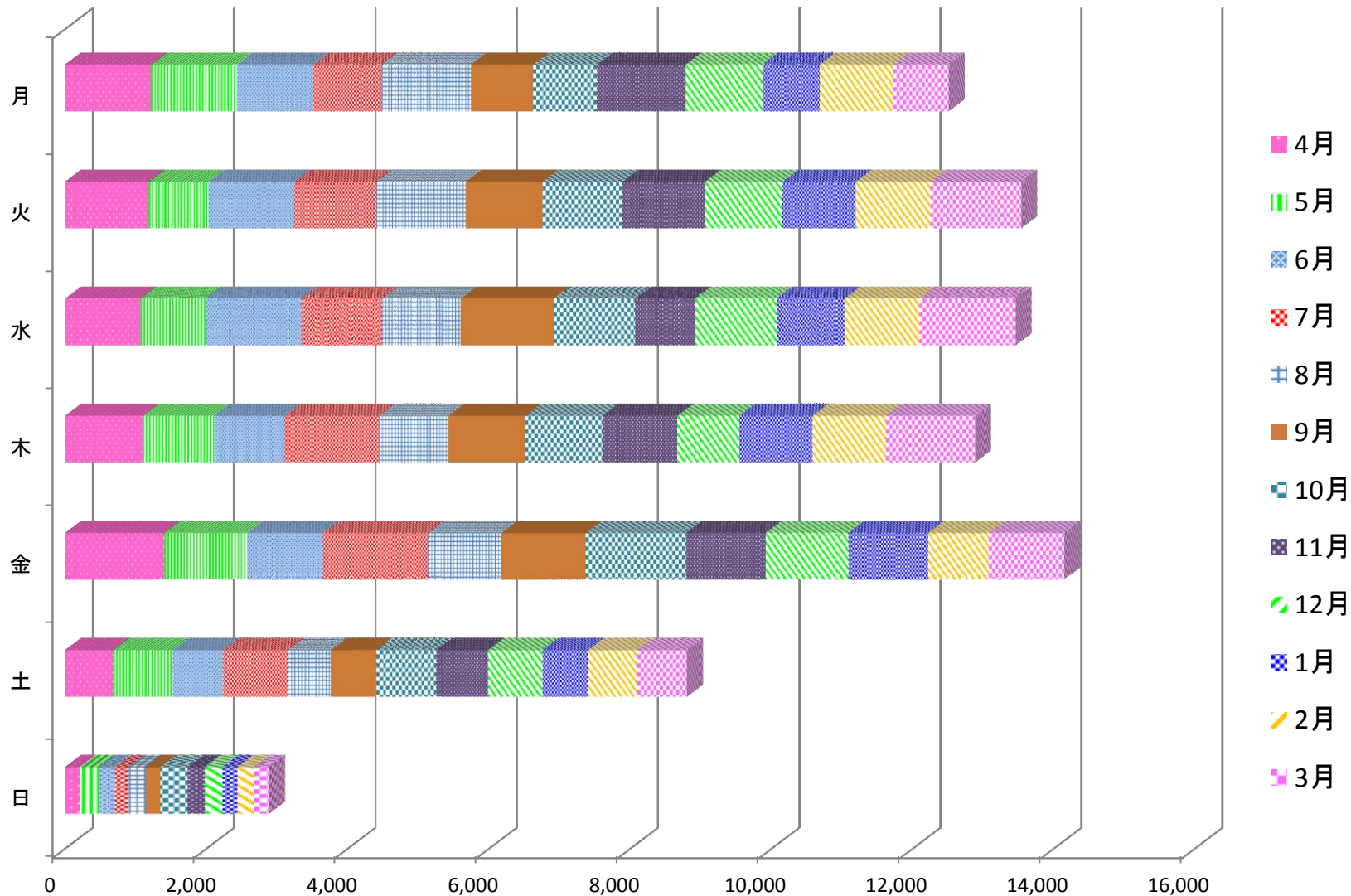
1日あたり218人の方が利用

平成22年度 1日あたりの乗車人員（単位：人）

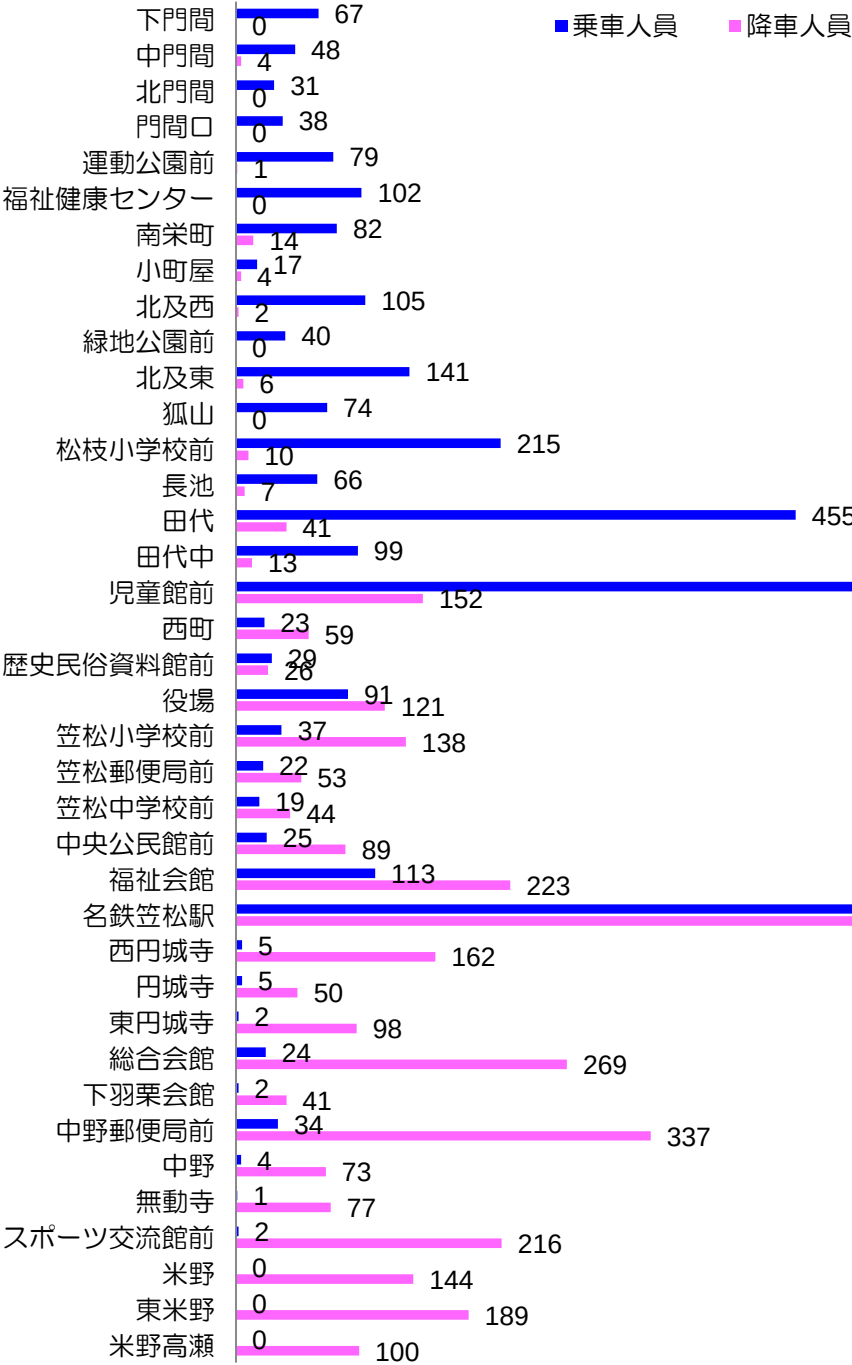


笠松町公共施設巡回町民バスの利用状況

平成22年度 曜日別乗車人員（単位：人）

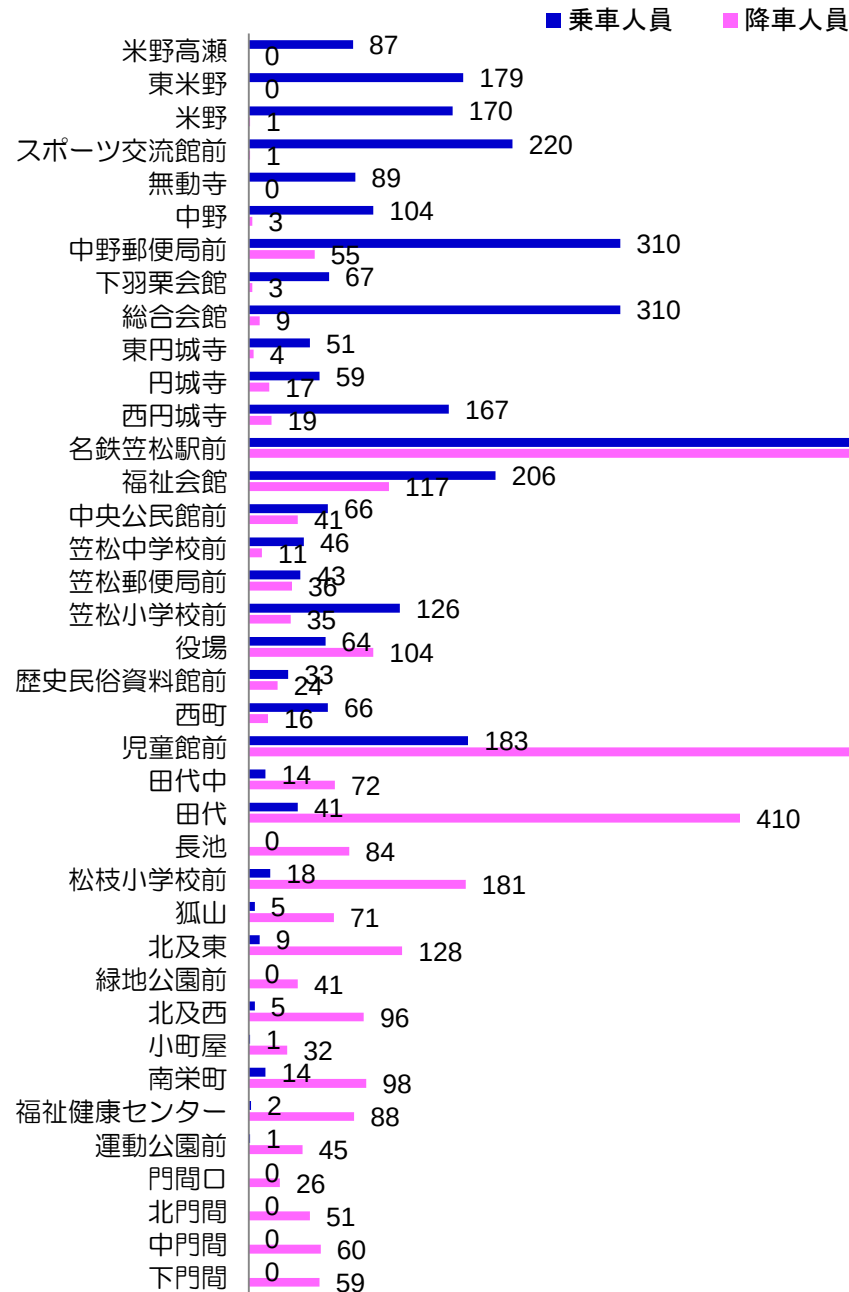


米野線停留所ごとの乗降客数 (平成22年7月 単位:人)



松枝方面	乗車数上位	降車数上位
①	名鉄笠松駅前	名鉄笠松駅前
②	児童館前	中野郵便局前
③	田 代	総合会館

門間線停留所ごとの乗降客数 (平成22年7月 単位:人)



下羽栗方面	乗車数上位	降車数上位
①	名鉄笠松駅前	名鉄笠松駅前
②	中野郵便局前	児童館前
	総合会館	
③	スポーツ交流館前	田 代

笠松町公共施設巡回町民バスの事業状況

収入内訳		平成20年度	平成21年度	平成22年度
バス運行使用料		7,306,300	7,289,100	7,505,700
	現 金	4,199,300	3,996,100	4,004,700
	回数券	3,107,000	3,293,000	3,501,000
運行費補助金		3,943,000	3,466,000	2,697,000
広告掲載料		410,000	452,000	332,000
計		11,659,300	11,207,100	10,534,700

支出内訳		平成20年度	平成21年度	平成22年度	備 考
需用費		1,657,707	2,701,087	2,834,249	
	消耗品費	832,845	980,071	788,464	タイヤ等
	印刷製本費		229,950		時刻表印刷等
	修繕料	824,862	1,491,066	2,045,785	車検等
役務費		42,540	42,540	42,540	
	手数料	3,300	3,300	3,300	車検用印紙
	保険料	39,240	39,240	39,240	自賠責保険料
委託料		16,298,982	18,021,434	18,066,800	運行管理業務委託
工事請負費		157,500			歩車道境界ブロック一部改修工事
備品購入費		40,530			バス停標識
公課費		132,300	132,300	105,000	自動車重量税
計		18,329,559	20,897,361	21,048,589	